

(令和5年度補正)

令和6年度愛知県地域少子化対策重点推進事業費補助金 実施計画書

(市町村分)

個票

自治体名 田原市 (都道府県: 愛知県)

本事業の担当部局名 福祉部地域福祉課

事業メニュー	結婚新生活支援事業							
区分	結婚新生活支援							
関連事業メニュー	4.1 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(一般コース)							
個別事業名	田原市結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続					
実施期間	令和6年4月1日	～	令和7年3月31日	事業開始年度 令和 3 年度				
対象経費支出予定額 ※(注)1	6,000,000			円				
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題)※全事業共通</p> <p>本市ではに出生数、婚姻数ともに年々減少しており、今後もその進行は加速していくものと考えられる。婚姻数減少の一因として、若い世代の出会いの機会が減少していること、新婚生活に伴う経済的な不安を抱えていることがある。デジタル田園都市国家構想田原市総合戦略の基本方針3として「若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望実現」を掲げ、具体的施策として「結婚・出産支援」の取組をあげており、その達成に向けて、結婚相談や出会いの場の提供のほか、結婚を希望する方に対するサポート体制の充実を図るものである。</p> <p>(当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け)</p> <p>&lt;当年度の少子化対策の全体像&gt;※全事業共通 結婚支援センターである「ふれあい相談センター」において、結婚希望者等からの相談に応じ、また異性との出会いの機会提供を行う。当センターは、業務委託により運営しており、上半期はこれまで同様に社会福祉協議会、下半期は民間事業者によりセンターの運営を行う。また、結婚新生活支援事業を実施し、経済的な負担により結婚に踏み切れない層に対して補助を行う。</p> <p>&lt;本個別事業の位置付け&gt; 結婚新生活支援事業を実施し、経済的な負担により結婚に踏み切れない層への住居に係る費用の補助を行うもの。</p>							
個別事業の内容	<b>1. 概要</b>							
	<b>【補助対象要件】</b>							
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合				
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合				
	<b>【補助上限額】</b>							
	29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合				
	39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合				
	<b>【対象費目】</b>							
	<input checked="" type="checkbox"/>	家賃	<input checked="" type="checkbox"/>	住宅購入費用	<input checked="" type="checkbox"/>	リフォーム費用	<input checked="" type="checkbox"/>	引越費用
	<b>【継続補助】</b>							
継続補助規定の有無 <input type="checkbox"/> 有								
<b>【その他独自要件】</b>								
無								

※(注)3

2. 申請見込

①新規世帯見込	9	世帯	②継続世帯見込	6	世帯
上記のうち	ともに29歳以下	7	世帯		
	その他	2	世帯		

【世帯数積算根拠】

申請見込については、令和5年度の当事業における12月までの申請実績(ともに29歳以下6件、その他2件)に1~3月の申請見込みを2件ずつ追加したものの。

(参考)

【令和5年度申請状況】	実施中
申請世帯数見込	12 世帯
~12月(実績)	8 世帯
1月~3月(見込)	4 世帯

【金額積算根拠】

<上限額>	
(29歳以下)	7 世帯 × 600,000 円 = 4,200,000 円
(その他)	2 世帯 × 300,000 円 = 600,000 円
	(継続補助) 1,200,000 円
	合計 6,000,000 円

<積算>  
左記上限額のとおり

3. 広報の実施予定

市広報誌・市公式LINE・市公式Instagramへの掲載、ケーブルテレビでの周知、市民課窓口でのチラシ配布

KPI項目	単位	目標値	現状値		
				<p>少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 ※全事業共通</p>	<p>市の結婚支援事業をきっかけとする婚姻件数</p>
<p>参考指標 ※(注)5 ※全事業共通</p>	<p>項目</p>	単位	直近の実績		
	合計特殊出生率		1.66 (令和2年度)		
	婚姻件数	件	184 (令和元年)		
	婚姻率		3.01 (令和元年)		
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	事業内容番号	KPI項目	単位	目標値	現状値
	1	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	100	100 (令和4年度)
		(アウトカム)			
	1	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	80	55 (令和4年度)
	2	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に支援されていると感じた世帯の割合」	%	100	95 (令和4年度)
<p>他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7</p>	<p>広域(東三河5市)を対象とした広報媒体(ハピクルのホームページ)において、本事業について掲載し、PRを行う。</p>				
<p>民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8</p>	<p>結婚相談会や婚活イベント等を共催する民間事業者等に、本事業の周知にご協力いただくことで、幅広く情報を提供する。</p>				

(注)

1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。

2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①~③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、③は記載不要。

- ①これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題
- ②当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け
- ③過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ)

3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。

※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和6年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。

5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。

6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中で本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。

※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。

※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。

7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。

8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。